

住民監査請求に係る監査結果

大阪駅前ビル商業振興補助金に係る住民監査請求

平成18年10月10日

大阪府監査委員

第1 監査の請求

1 請求人

略

2 請求書の提出

平成18年8月18日

なお、次の事項について、平成18年8月24日付で請求書の補正を求めたところ、所要の補正が行われた。（同月31日に「4 監査請求書の補正」のとおり、補正書の提出があった。）

監査請求されている大阪駅前第1ビル～第4ビル各振興会等に対する大阪府商業振興補助金の返還請求について、地方自治法第242条第2項（期間徒過）ただし書きに規定する正当な理由について記載すること。

3 請求の要旨

監査請求書及び請求書添付の事実を証する書面から、本件請求の要旨を次のように解した。

- (1) 大阪府地域産業課（注：大阪府商工労働部商工振興室地域産業課は平成13年度から平成17年度までの課名で、平成18年度からは大阪府商工労働部商

工振興室商業支援課と名称が変更されている。)は、「大阪府商業振興補助金交付要綱」及び「大阪府商業振興補助金交付取扱細則」に基づき、商店街等活力再生推進事業（平成14年度～平成16年度の限定制度）として「商業振興補助金」を大阪駅前第1ビル、第2ビル、第3ビル及び第4ビル各振興会に交付してきた。各ビル振興会は駅前ビル振興連合会と共同して「一商店街一国運動」事業として「ノルウェー&サンクスフェア」や「さくらまつり花とスイスの3日間」などのイベントにこれを充ててきたが、補助金実績報告書の証拠資料に虚偽の領収書による支出が計上されていることが明らかになった。また、上記規定に違反する内容も見られ、不正に受給した補助金を府に返還させるよう請求するものである。

- (2) 虚偽領収書による補助金支出は、すでに平成17年8月18日の大阪市監査結果で補助金対象経費として認定できないと判断され、これについて過去に遡って返還勧告が出されている。

請求人らは、駅前ビル振興連合会の収支決算報告書により、大阪府からも上記補助金が交付されていることを知り、領収書を検証したところ大阪府に提出されたものと同じ領収書が府への補助金実績報告書に添付されていた。

- (3) 大阪府から、第1ビル、第2ビル、第3ビル及び第4ビルに対する補助金交付の状況は下記のとおりである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	事業
第1ビル	該当なし	389,000	該当なし	H15/ノルウェー(国際交流)
第2ビル	500,000	500,000	500,000	H14/ノルウェー、H15、H16/さくらまつり花とスイス
第3ビル	該当なし	389,000	500,000	H15/ノルウェー(国際交流) H16/ノルウェー(防犯)
第4ビル	該当なし	389,000	500,000	H15/ノルウェー(国際交流) H16/ノルウェー(防犯)

以上について、平成14年度は、平成15年4月30日に

平成15年度は、平成16年5月31日に

平成16年度は、平成17年4月12日(第3、第4ビル)

平成17年5月25日(第2ビル)に、それぞれ支出されている。

(4) 請求事項

以上により、請求人らは監査委員に対し、次のように勧告することを求める。

ア 知事は、駅前ビル連合振興会（A会長）及びその年度の補助金被交付団体及び府の補助金支出責任者など関係者らに対し、虚偽の領収書により受給した補助金額の返還を求めるなど必要な措置を講ずること。

イ 知事は、例示した虚偽領収書以外に、補助金対象に対して再検査し違法不当な支出について返還させること。（イベント景品の経費など）

ウ 知事は、府補助金交付要綱及び細則に違反して、総事業費の大半を運営費として委託支出した補助金全額（3,667,000円）を関係者らに返還させるなど必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第242条第1項に基づき、事実証明書を添付して請求する。なお、本件は住民監査請求の期間徒過を問われない。

(5) 事実証明書

ア 各ビル振興会毎の不正領収書内訳書（別紙1）

イ 総事業費とB社の運営委託費の比較（寄託金）（別紙2）

ウ 平成14年度 不正領収書（第2ビル振興会 資料2、3）

エ 平成15年度 不正領収書（第1～第4ビル 資料6～12、18、21～23、32～34）

オ 平成16年度 不正領収書（第2～第4ビル 資料13～15、26～29、36～39）

カ 各年度の総事業費に対するB社の運営費を証する資料（40～58）

キ 各年度の補助事業検査調書（資料1、4、12-2、17、19、24、30、35）

ク 大阪府商業振興補助金交付取扱細則（別表2）

ケ 平成17年8月18日付大阪市住民監査結果

4 監査請求書の補正

平成18年8月31日に以下の内容の補正書が提出された。

『期間徒過の正当理由

標記住民監査請求内容は、平成14年度から平成16年度の補助金支出に関するものであり、住民監査請求の1年の期限を超えるが、請求人らは、大阪府

への補助金支出の事実を平成18年3月の「マイシティ広場に関する決算報告書」において初めて知り得たものであり、一般に市民が知り得ない状態にあった。

また、大阪府地域産業課商業振興グループは、平成16年度に大阪市の補助金不正受給が報じられた時点で、大阪市同様の補助金支出の事実を知りながら、今回の住民監査請求まで是正を怠っている。

以上のことから、住民監査請求の期間徒過に正当な理由がある。』

第2 監査の実施

1 請求の受理

(1) 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査を行い、非違の防止・是正の措置をとることを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法・不当であるのか、その理由あるいは事実を明確かつ客観的に示さなければならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

(2) 本件請求における請求人の主張は、請求事項アからウに分かれている。

請求事項アについては、虚偽の領収書に基づいて積算された平成14年度から平成16年度までに大阪駅前第1ビル振興会（以下「第1ビル振興会」という。）、同第2ビル振興会（以下「第2ビル振興会」という。）、同第3ビル商店街振興組合（以下「第3ビル振興組合」という。）、同第4ビル振興会（以下「第4ビル振興会」という。）（以下併せて「各ビル振興会」という。）に交付された商業振興補助金（以下「本件補助金」という。）の支出は違法であり、府は本件補助金の

返還を求めるところその請求を怠っている事実があると主張していると解され、法第242条第2項所定の要件を具備しているものと認められる。

請求事項イについては、知事は例示した虚偽領収書以外に補助金対象に対し再検査し、違法不当な支出の返還を求めよという主張であり、財務会計上の違法・不当な行為について知事が特定するように求めていると解されるため、具体的に財務会計行為の違法性又は不当性を特定していない。

したがって、本件監査請求のうち、請求事項イについては、請求の対象とする財務会計行為等の違法性あるいは不当性について、その根拠が明確、客観的に摘示されていないものと判断され、法第242条第1項の要件を満たしていない請求であるから却下する。

請求事項ウについては、本件補助金の支出は大阪府商業振興補助金交付取扱細則に違反しており、府は本件補助金の返還を求めるところその請求を怠っていると主張していると解される。また、請求人は「本件は住民監査請求の期間は問われない。」と主張している。

しかしながら、これは怠る事実の監査を求めるものであっても、当該行為が財務会計法規に違反しているかどうかの判断が必要になるもので、法第242条第2項の規定（期間徒過）の適用がある（最高裁第二小法廷昭和62年2月20日（昭和57年（行ツ）第164号事件）判決参照）。

本件補助金は平成14年度から平成16年度までのものであるため、この期間徒過に係る正当な理由について請求人に対し補正を求めた。請求人の補正書（第1の4 監査請求書の補正）及び陳述（2 請求人の陳述（1）ア及び（2）ア）によると、請求人は府の補助金支出の事実を平成18年3月に知り、同年6月22日及び7月10日に情報公開請求を行って内容を確認した後、すぐに本件請求に及んだものであると判断される。

したがって、当該行為を知ることができたときから相当の期間内に監査請求をしていると認められ、正当な理由があると判断できることから、法第242条第2項所定の要件を具備しているものと認められる。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成18年8月29日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(1) 請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

ア 昨年、大阪市に監査請求を行い、この補助金と同様の補助金の返還を求める勧告がなされたが、その時点では大阪府からも補助金が出ているとは知らなかった。平成18年3月に大阪駅前ビルの決算資料をみて、大阪府からも補助金が出ていることを知り、情報公開請求を行って内容を確認したところ、大阪府で虚偽領収書と認定された領収書がそのまま補助金実績報告に添付されていることがわかり、本件監査請求を行った。

イ この補助金の趣旨は地域の方々が協力してイベントを実施していくことにより地域が活性化されることであるため、B社というイベント会社に丸投げをしているのはおかしい。

ウ 補助金は目的に沿って、効果的に使うべきである。それをチェックする行政の担当者はどのような検査をしていたのか疑問である。検査書類も本件請求の際に添付しているが、安易に検査をしていたのではないかと思う。

エ 監査委員にはそのような点を精査され、全体の目的として補助金が適正に使われていたのかを判断して欲しい。

オ 大阪駅前ビルの区分所有者が年間で駅前ビルに12,000,000円支払っており、振興会は補助金がないとイベントができないような財政状態ではない。振興会には補助金を交付する必要などなく、もっと必要なところに補助金を交付すべきである。

カ この補助金の補助対象事業の内訳によると会場使用料などは年度により補助対象となったり、補助対象外となったりしている。補助金を交付する際の検査でのチェックができていないのではないか。

(2) 上記陳述を踏まえ、監査委員から請求人に対し、請求内容について確認を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。

ア 監査委員から請求事項ウに係る期間徒過の正当理由について、補正するよ
うにいられている。大阪府がこの補助金を交付しているのを知ったのは大阪
駅前ビルの決算報告書類を見た平成18年3月で、それまでの決算報告には
助成金500,000円としか記載がなく、どこからの助成かはわからなか
った。その後情報公開を行い、内容を確認し、すぐに本件請求をしており、
正当な理由があると請求人は考えている。

イ この補助金の実績報告に添付されている領収書を虚偽と判断する根拠につ
いて、資料22を例に説明すると、これはオアシス広場の領収書であるが、
同広場は区分所有者の所有であり、管理会社との覚書でイベント目的の場合
や振興会、区分所有者が使用するときは無料で使用できるようになっている。
また、領収書の発行は本来管理会社であるC社が行うものであり、大阪駅前
第2ビル振興会が行うものではないため、この領収書は虚偽と判断できる。

ウ 補助金の交付を受けていない連合振興会に対し、返還を求める理由として
は、第1ビル、第3ビル及び第4ビルの振興会に補助金が振り込まれるとす
ぐに連合振興会に全額渡されており、虚偽領収書を連合振興会が作成したか
らである。

エ 請求人が虚偽領収書と主張するのは監査請求書記載のうち、補助対象外と
注釈しているものを除いたものである。

オ 監査請求書の欄外にある「B社の寄託金はペイバックか？」については補
助金を申請しながら寄付など余分のものを行っており、運営のずさんさ、
補助金の目的を理解していないことを示す資料として提出した。

(3) 平成18年9月4日に請求人から請求を補完する資料として、大阪市に対す
る住民監査請求書及びその事実を証する書面の提出があった。

3 監査対象事項

大阪府知事が行った補助金交付団体への補助金支出行為は違法、不当か。また、大阪府知事が補助金交付団体に対し、返還請求を行っていないことは、法第242条第1項に規定する違法・不当に財産の管理を怠る事実に該当するか。

4 監査対象部局

大阪府商工労働部

第3 監査対象部局の陳述

1 監査対象部局である大阪府商工労働部に対し平成18年9月26日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。

(1) 補助制度の概要について

本補助制度は、商店街等に地域の住民を呼び戻し、商店街等の再生を促すため、商店街が地域の住民と密接に繋がり、交流の場として賑わいづくりが図られるよう、商店街等が地域と一体となって取り組む、安全で安心なまちづくり事業、歴史や文化を活用した賑わいづくり事業など、商店街等の活性化に資する取り組みを市町村と連携して支援するため、「大阪府商店街等活力再生推進事業補助金」として平成14年度に補助制度を創設し、平成16年度まで実施したものである。

平成14年度から平成16年度までに「大阪府商店街等活力再生推進事業補助金」により、大阪駅前第1ビル振興会ほか3団体に対して支出した補助金の交付実績は3,667,000円である。

(2) 虚偽領収書の検査について

大阪駅前ビル各振興会において、平成18年8月30日、9月4日、同22日の3日間にわたり、立入検査を行った。

検査の実施に当たり、証拠書類の提出を求めたところ、平成14年度及び平成15年度に実施した5補助事業に係る総勘定元帳、振替伝票、領収書原本等の重要な書類が廃棄されており、残存する預金通帳及び預金取引明細表のみにより検査を行い、また、平成16年度に実施した3補助事業については、総勘

定元帳、振替伝票、領収書原本及び預金通帳等により検査した結果、支払いの事実が確認できないものが多数あることが認められた。

さらに、実績報告の証拠書類として提出された領収書で、支払いの事実が確認できないものについて事情聴取を行ったところ、虚偽の領収書が、検査を行った8事業の全てにおいて提出されていたことが判明した。

ア 平成14年度大阪駅前第2ビル振興会補助事業（ノルウェー&サンクスフェア）

イベント会場（マイシティオアシス）借料（1件157,500円）、控室（大阪駅前第2ビル振興会事務所）借料（1件52,500円）については、借料は無料であったこと及び領収書が虚偽のものであったことを補助事業者から口頭により確認した。

イ 平成15年度大阪駅前第2ビル振興会補助事業（さくらまつり2004 花とスイスの3日間）

来賓・関係者控室借料（4件211,855円）については、補助対象外である飲食店での飲食費として費消されたこと及び領収書が虚偽のものであったことを補助事業者から口頭により確認した。

撮影会講師・アシスタント・モデル控室借料（1件50,000円）については、虚偽の領収書であったことを、補助事業者から口頭により確認した。

ウ 平成15年度大阪駅前第1ビル振興会、大阪駅前第3ビル商店街振興組合及び大阪駅前第4ビル振興会補助事業（ノルウェー&サンクスフェア）

3団体が共同で事業を実施しており、使用した領収書も同一のものであった。

イベント会場借料（1件315,000円）については、借料は無料であったこと及び領収書が虚偽のものであったことを補助事業者から口頭により確認した。

補助対象外経費ではあるが、関係者控室借料（1件105,000円）については、借料は無料であったこと及び領収書が虚偽のものであったことを補助事業者から口頭により確認した。

同じく補助対象外経費ではあるが、来賓控室借料（1件7,500円）については、飲食店での飲食費として費消されたこと及び領収書が虚偽のものであったことを補助事業者から口頭により確認した。

エ 平成16年度大阪駅前第2ビル振興会補助事業（さくらまつり2005 花とスイスの3日間）

補助対象外経費ではあるが、関係者控室借料（2件58,320円）については、飲食店での飲食費として費消されたこと及び領収書が虚偽のものであったことを補助事業者から口頭により確認した。

オ 平成16年度大阪駅前第3ビル商店街振興組合及び大阪駅前第4ビル振興会（ノルウェー&サンクスフェア）

両団体が共同で事業を実施しており、使用した領収書も同一のものであった。

補助対象外経費ではあるが、イベント会場（マイシティオアシス）借料（1件315,000円）及び関係者控室借料（1件157,500円）については、借料は無料であったこと及び領収書が虚偽のものであったことを補助事業者から口頭により確認した。

同じく補助対象外経費である関係者控室借料（2件44,550円）については、飲食店での飲食費として費消されたこと及び領収書が虚偽のものであったことを補助事業者から口頭により確認した。

（3）補助金返還請求について

ア 返還請求の理由について

大阪府補助金交付規則第9条第1項において、「補助事業者は、法令、条例及び規則の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業を行なわなければならない。」こととされている。

また、同規則第15条第1項において、「知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。」こととされている。

本件についてみると、大阪駅前ビル各振興会は、補助金交付決定通知書に記載の「補助金に係る経費についての収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終

了後5年間保存しなければならない。」という交付条件に違背して、8事業中5事業に係る総勘定元帳等の証拠書類を廃棄していることが認められた。

さらに、立入検査を行った8事業のすべてにおいて、イベント会場借料や来賓・関係者控室借料について、借料が無料であり、また、飲食店での飲食費として費消されていたにも関わらず、虚偽の領収書を作成し、虚偽の実績報告書を提出していたことが認められた。

以上のとおり、本件については、証拠書類の廃棄、虚偽の実績報告書の作成等、同規則第9条第1項の「善管注意義務」規定に著しく違背する行為を行っていることから、同規則第15条第1項に基づき、大阪駅前ビル各振興会に係る上記の8事業について、補助金の交付決定の全部を取り消すことが適当であり、補助金3,667,000円の返還及び当該補助金の返還に係る加算金の請求を求めることとする。

イ 返還請求の今後の予定

返還請求の今後の予定であるが、9月中を目途に返還請求の手続きを行う予定である。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係

(1) 補助金交付団体について

本件補助金の交付団体は以下の4団体である。

- ア 第1ビル振興会
- イ 第2ビル振興会
- ウ 第3ビル振興組合
- エ 第4ビル振興会

(2) 本件補助金の支出について

本件補助金については、次のとおり支出されている。

府補助対象事業者	年度	府補助金 交付額	補助事業の内容	支出年月日
第1ビル 振興会	15	389,000	一商店街一國運動ノルウェー&サ ンクスフェア（国際交流事業）	平成16年5月31日

第2ビル 振興会	14	500,000	一商店街一國運動（ノルウェー） と防犯キャンペーン	平成15年4月30日
	15	500,000	一商店街一國運動さくらまつり2 003花とスイスの3日間（国際 交流事業）	平成16年5月31日
	16	500,000	一商店街一國運動さくらまつり2 004花とスイスの3日間（美化・ 緑化キャンペーン）	平成17年5月25日
第3ビル 振興組合	15	389,000	一商店街一國運動ノルウェー&サ ンクスフェア（国際交流事業）	平成16年5月31日
	16	500,000	一商店街一國運動ノルウェー&サ ンクスフェア（防犯ひったくりキ ャンペーン）	平成17年4月12日
第4ビル 振興会	15	389,000	一商店街一國運動ノルウェー&サ ンクスフェア（国際交流事業）	平成16年5月31日
	16	500,000	一商店街一國運動ノルウェー&サ ンクスフェア（防犯ひったくりキ ャンペーン）	平成17年4月12日
合 計		3,667,000		

(3) 大阪市の監査結果について

平成17年8月18日付大阪市監査結果では、交付された補助金の一部が不適正であるとして、その一部返還を求める勧告を行っている。これは本件補助事業と同一事業に関するものである。

(4) 虚偽領収書について

請求人から提出のあった事実を証する書面及び大阪府商工労働部が検査した結果から本件補助金に係る虚偽領収書は以下のものであることが確認される。

ア 平成14年度第2ビル振興会分

平成14年12月27日付領収書157,500円（資料2）及び同日付領収書52,500円（資料3）

イ 平成15年度第2ビル振興会分

平成16年3月31日付領収書104,170円（資料6）、同日付領収書42,735円（資料7）、同日付領収書22,500円（資料8）、同日付領収書29,000円（資料9）、同日付領収書13,450円（資料10）及び同日付領収書50,000円（資料11）

ウ 平成16年度第2ビル振興会分

平成17年3月31日付領収書30,220円(資料13)及び同月30日付領収書28,100円(資料14)

エ 平成15年度第1ビル振興会、第3ビル振興組合、第4ビル振興会分

平成16年1月付領収書315,000円(資料21及び32)、同月付領収書105,000円(資料22及び33)及び平成15年12月付け領収書7,500円(資料23及び34)

オ 平成16年度第3ビル振興組合、第4ビル振興会分

平成16年12月30日付領収書315,000円(資料26及び36)、同日付領収書157,500円(資料27及び37)、同月31日付領収書18,550円(資料28及び38)及び同月20日付領収書26,000円(資料29及び39)

(5) 大阪府の返還請求

大阪府は本件補助金の補助事業者に対する立入検査を実施し、虚偽領収書の作成及び証拠書類の破棄の事実を確認したことにより、各ビル振興会に対し、大阪府補助金交付規則第15条第1項の規定により、平成18年9月29日付で補助金の交付決定の全部を取り消すとともに、同規則第16条第1項の規定により、同日付で返還請求を行った。

監査対象部局から第2ビル振興会及び第3ビル振興組合は平成18年10月2日に、第1ビル振興会及び第4ビル振興会は同月4日に返還金の納付を行った旨の報告があった。

2 判断

(1) 請求人は本件補助金の支出は違法であり、大阪府はその返還を求めるところその請求を怠っていると主張している。

監査対象部局は、本件補助金の補助事業者である各ビル振興会が補助金交付決定の条件である証拠書類の保存義務に違反して書類の廃棄を行い、また、虚偽の領収書を作成して虚偽の実績報告書を提出していることから、大阪府補助金交付規則第9条第1項及び第15条第1項の規定により、本件補助金の交付決定の全額を取り消した上で、補助金の返還請求を行う予定である旨陳述していた。このことは妥当であると認められる。

(2) 本件監査請求後ではあるが、大阪府は本件補助金を交付した各ビル振興会に対し、既に補助金の交付決定の全額を取り消した上で返還請求を行い、平成18年10月4日までに各ビル振興会より請求額どおり返還されたと報告があった。したがって、請求人が請求した内容は全て具体化していることから本件補助金の返還請求を怠る事実はなくなったものと判断する。

3 結論

以上のように、請求人が主張する補助金返還請求を怠る事実については、既に大阪府が補助金返還請求を行っているところから、請求人の請求には理由がないものと判断する。

なお、監査対象部局においては、大阪市監査委員の勧告後、速やかに本件補助金の再調査を行うべきであったことを付言しておく。